



県章

群馬県報

平成20年
8月8日(金)
第8610号

目次

ページ

規則

- 群馬県立女子大学学則の一部改正(女子大学) 2
- 群馬県立女子大学大学院学則の一部改正(同) 2

告示

- 水防法等の規定による浸水想定区域等(河川課) 4
- 同 4
- 同 4
- 同 4
- 同 5
- 同 5

公告

- 予防接種業務を行う医師(保健予防課) 5
- 都市計画地区計画の決定に係る縦覧(都市計画課) 7

収用委員会公告

- 収用の裁決手続の開始決定 7

規則

群馬県立女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月八日

群馬県規則第六十号

群馬県立女子大学学則の一部を改正する規則

群馬県立女子大学学則(昭和五十五年群馬県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表文学部の項中

美学美術史学科	三十人	三人	百二十六人
計	百二十人	十三人	五百六人

を

美学美術史学科	三十人	三人	百二十六人
総合教養学科	二十人	二人	八十四人
計	百四十人	十五人	五百九十人

に改め、同表合計

の項中

百八十人	十九人	七百五十八人
------	-----	--------

を

二百人	二十一人	八百四十二人
-----	------	--------

に改め、同条に次の一項を加える。

4 学部、学科又は課程に係る人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定め、公表するものとする。

第十九条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「文部科学大臣」を「学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十条第四号の規定により文部科学大臣」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

群馬県立女子大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年八月八日

群馬県規則第六十一号

群馬県立女子大学大学院学則の一部を改正する規則

群馬県立女子大学大学院学則(平成六年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「文学研究科」の下に「及び国際コミュニケーション研究科」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 研究科に係る人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定め、公表するものとする。

第五条の表を次のように改める。

研究科	専攻名	学生定員	
		入学定員	総定員
文学研究科	日本文学専攻	五人	十人
	英文学専攻	五人	十人
国際コミュニケーション研究科	芸術学専攻	五人	十人
	国際コミュニケーション専攻	十人	二十人
計		二十五人	五十人

第二十二條第一号中「大学」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学」に改め、同条第二号中「(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条の二第三項」を「第百四条第四項」に改め、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「文部科学大臣」を「学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十五条第一項第六号の規定により文部科学大臣」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第二十四条第二項中「を許可された」を「の許可を受けようとする」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十一年度の国際コミュニケーション研究科への入学生に係る入学許可については、第二十三条の規定にかかわらず、当該研究科の開設準備事務として行う入学者選抜試験により、学長が決定する。

■ 告 示

◎群馬県告示第345号

荒砥川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

◎群馬県告示第346号

桃ノ木川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

◎群馬県告示第347号

赤城白川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県前橋土木事務所並びに前橋市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

◎群馬県告示第348号

粕川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大 澤 正 明

◎群馬県告示第349号

菰川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市役所に備え置き、閲覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大澤 正 明

◎群馬県告示第350号

谷田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県館林土木事務所並びに館林市役所、板倉町役場及び明和町役場に備え置き、閲覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大澤 正 明

■ 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大澤 正 明

前橋保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
前原忠史	まえはら内科	前橋市下小出町2-40-15
清水弘行	中野医院	前橋市新前橋町8-15

伊勢崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
田口順教	あるむキッズクリニック	伊勢崎市東小保方町3088-7
神山宏	神山クリニック	伊勢崎市今泉町1-4-10
都丸浩一	都丸内科クリニック	伊勢崎市富塚町215-7

新見佳保里	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
三秋恒平	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
齋藤典之	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
嶋原奈弓	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
海藤章郎	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
鶴谷英樹	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
戸島規子	医療法人恵泉会せせらぎ病院	伊勢崎市市場町1-1399
田中伸幸	医療法人恵泉会せせらぎ病院	伊勢崎市市場町1-1399
木下照彦	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々421
長沼文雄	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々421
月岡大吾	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々421
内山明彦	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
奥野のぞみ	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
笠原浩生	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
佐藤浩央	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
長坂崇司	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
中澤拓郎	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
西岡正樹	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
西田晃子	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
馬郡幹也	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
松本典子	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
渡辺友美	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
豊田満夫	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
諏訪裕人	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
麻興華	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
嶋田靖	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
小竹美絵	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
高間典明	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
阿美聡明	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
阿美寛人	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1

澁澤公行	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎下植木町481
岩崎靖樹	医療法人恵泉会せせらぎ病院	伊勢崎市市場町1-1399
樋口達也	医療法人樹心会附属ひぐち内科歯科クリニック	佐波郡玉村町福島1080-1

桐生保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
釜苞桂子	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
吉澤千景	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
荒巻淑子	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
鳴海僚彦	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3

館林保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
田中亨	たなか医院	邑楽郡大泉町住吉55-16
松本晶平	三浦医院	邑楽郡大泉町北小泉3-11-6
道下和也	医療法人社団醫光会新邑楽病院	邑楽郡邑楽町大字篠塚3233-1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年8月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 渡瀬南部地区
- 2 都市計画の決定年月日 平成20年7月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成20年8月8日

群馬県収用委員会会長 渡 邊 明 男

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 伊勢崎都市計画都市高速鉄道事業1号東日本旅客鉄道両毛線及び伊勢崎都市計画道路事業7・7

・23号高架南5号線

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県伊勢崎市宗高町

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	登記簿	現況	登記簿	実測	
157番1	畑	宅地	19	33.02	33.02
157番2	畑	宅地	16	16.00	16.00

4 土地所有者の氏名及び住所 別記のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成20年7月18日

(別記)

地 番	氏 名		住 所
157番1 157番2	(亡)内田太蔵(持分19分の1)		(登記簿上の住所)伊勢崎市甲833
	上記法定相続人	矢島とよ	伊勢崎市本関町1121
		稲垣淑枝	桐生市広沢町6-4926 市営54号
		矢島輝久	伊勢崎市本関町1121
		長谷川すみ子	高崎市下大類町843
		大澤和子	太田市寺井町679
		栗原國子	伊勢崎市山王町1138
		須田あぐり	伊勢崎市東上之宮町247
		坂田豊七	伊勢崎市今泉町2-404-2
		齊藤達也	前橋市筑井町1033
		小野田勝子	前橋市南町3-68-12
		小野田裕	前橋市南町3-68-12
		大井純子	前橋市南町3-68-12
		山田むつよ	前橋市西善町1003
		齊藤春江	前橋市筑井町871-3
		齊藤隆夫	前橋市筑井町871-3
		齊藤修夫	前橋市筑井町871-3
		角田武子	渋川市赤城町大字見立393-3
		南雲ヒロ子	前橋市西善町920

須田甲子雄	伊勢崎市東上之宮町290
須田敏夫	伊勢崎市東上之宮町290
金井和子	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1081
飯島とみ	伊勢崎市連取町541
高坂里う	前橋市荒子町410
茂木あい	伊勢崎市蕪塚町708
小林とく	前橋市南町4-27-6
須田博	伊勢崎市東上之宮町227
須田八千代	伊勢崎市東上之宮町227
川端ふ久	伊勢崎市上植木本町2532-1
關口千鶴子	前橋市文京町2-9-21
五十嵐悦子	伊勢崎市上蓮町32
須永満喜江	埼玉県熊谷市別府4-277-2
須田勲	伊勢崎市東上之宮町235
須田良子	渋谷区東2-25-36-208号
須田元明	伊勢崎市東上之宮町472-3
須田よし江	伊勢崎市曲輪町11-11
須田仁	大分県大分市西春日町4-5-402号 パークサイドかすが町
須藤睦	渋川市1810-8
中村晴子	太田市亀岡町659-3
栗原順子	埼玉県坂戸市鶴舞2-24-8
須田稔	伊勢崎市東上之宮町247
内田明子	前橋市二之宮町2165-6
渡辺洋一	伊勢崎市安堀町乙1198
渡辺茂	伊勢崎市安堀町1236-1
大廣美子	伊勢崎市安堀町1235
矢島祥子	伊勢崎市本関町1088-3
矢島とし子	伊勢崎市本関町1262-1
根岸亜希子	伊勢崎市本関町1262-1

	斉藤永美子	埼玉県さいたま市北区土呂町1-44-13 メゾン クレール202号
	柿沼美鈴	栃木県鹿沼市千渡1013-5
	山口榮	前橋市本町3-4-9
	糸井茂	伊勢崎市西小保方町456-2
	糸井努	伊勢崎市西小保方町456-2
	糸井新一	伊勢崎市西小保方町377-3
	相澤康代	栃木県足利市大前町1208-2
	川端彌文治	伊勢崎市上植木本町2532-1
	川端與一	伊勢崎市平和町26-2
	川端友一	神奈川県横浜市戸塚区名瀬町786-14
	栞原すみ子	伊勢崎市上植木本町2640-2
	川端孝	伊勢崎市波志江町2032-8
	田代元次	栃木県足利市樺崎町124
	田代賢司	栃木県足利市樺崎町124
	新井和子	栃木県佐野市船津川町1089
	川端リウ	東京都足立区興野1-5-17
	川端信之	栃木県宇都宮市西川田東町5-10
	川端敏央	伊勢崎市鹿島町276
	川端祥永	栃木県宇都宮市針ヶ谷町396-6
	川端登	兵庫県宝塚市御殿山4-17-3
	川端保太郎	神奈川県横浜市緑区霧が丘5-26 霧が丘グリーン タウン1棟304号
	川端恭子	東京都世田谷区等々力2-5-27
	柳田春江	伊勢崎市八坂町551
	新井絹子	伊勢崎市上諏訪町1251-5
	柳沢さつき	東京都品川区戸越6-15-5 加藤荘
	矢島實	伊勢崎市八寸町4752-1
	須藤郁子	伊勢崎市今泉町2-488-1 ジュネスB201
	須藤和政	伊勢崎市今泉町2-932-19
	佐藤美帆	渋川市吹屋58-9 D棟

		関根夫美吉	東京都台東区千束3－18－18　シルバーピア千和506
		須藤シヅエ	伊勢崎市稲荷町451－3　東亜道路工業(株)様方
		須藤多美子	伊勢崎市今泉町2－488－1　ジュネスB101
		須藤良子	伊勢崎市柴町896－4　第2天啓園
		井下博司	伊勢崎市昭和町3688
		村上直美	前橋市関根町3－16－18
		井下哲也	伊勢崎市昭和町3688
		野田孝行	東京都昭島市朝日町5－3－20
		野田由紀夫	東京都昭島市朝日町5－3－20
(亡)長谷川重太郎(持分19分の1)			(登記簿上の住所)伊勢崎市甲831
上記法定相続人	長谷川重	不明	
群馬県(持分19分の17)			前橋市大手町一丁目1番1号

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111